

役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人武蔵野音楽学園（以下「法人」という。）の寄附行為第34条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一、役員とは、理事および監事をいう。
- 二、常勤の役員とは、役員のうち法人において勤務することが常態である者をいう。
- 三、非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 四、役員報酬等とは、役員報酬、役員退職金、委員手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、法人理事兼務職員給与支給規則に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次の各号による報酬等を支給するものとする。

- 一、常勤の役員 役員報酬、役員退職金
- 二、非常勤の役員 役員報酬、役員退職金、委員手当

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ算定するものとする。

- 一、役員報酬
 - (イ) 常勤および非常勤の役員には、別表1に定める報酬を支給する。
 - (ロ) 在任期間に端数を生じた場合は、月数までを計算基準とする。
- 二、役員退職金
 - (イ) 常勤および非常勤の役員として功績があったと認められた者には、理事会の議決により退任に際し退職金を支給する。
 - (ロ) 支給金額は、在任期間と役位により、別表2に定める基準に基づき、理事会の議決により決する。
 - (ハ) 在任期間は年数を単位とし、月数までを計算基準とする。
- 三、委員手当
非常勤の役員が委員に指名された場合は、別表3に定める手当を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 一、役員報酬
毎年3月とする。
 - 二、役員退職金
役員退任後、原則として3カ月以内に支給する。
 - 三、委員手当
委員会出席ごととする。
- 2 役員報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 役員報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

- 4 役員が在職中死亡したときの役員退職金は、次の各号によりその遺族に支給する。
- 一、遺族の範囲は、次のとおりとする。
 - (イ) 配偶者
 - (ロ) 子
 - (ハ) 父母
 - (ニ) 孫
 - (ホ) 祖父母
 - (ヘ) 兄弟姉妹
 - (ト) その他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 二、退職金を受ける遺族の順位は、前項各号に掲げる順位による。この場合の父母は、養父母を先にし実父母を後にする。
 - 三、退職金の支給を受けるべき遺族のうち、同順位のもの2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(基準の変更)

第7条 この基準の変更は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

(細則の制定)

第8条 理事長は、この基準の運用について必要と認めた場合、細則を制定することができる。

附 則

この基準は、令和2年4月1日より施行し、武蔵野音楽学園役員報酬規程、武蔵野音楽学園役員退職金支給細則は廃止する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。
(報酬等の額の算定方法および基準の変更に伴う一部改訂)

附 則

この基準は、令和4年11月1日から施行する。
(定義等、報酬等の支給、報酬等の額の算定方法および報酬等の支給方法の変更に伴う一部改訂)

別表 1

役員報酬

役 位	支給額（年額）
理事長	2,500,000円（税込み）
理 事	2,000,000円（税込み）
監 事	2,000,000円（税込み）

別表 2

役員退職金算定基準

役 位	在任期間 1 年あたり金額	計 算 式
理事長	800,000円	左記金額×在任期間
理 事	600,000円	
監 事	600,000円	

別表 3

委員手当

役 位	支給額（委員会出席ごと）
委員に指名された役員	15,000円（税込み）